

## 企画財政課

## 働く未来を考える

## 平成24年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します

就業構造基本調査は、ふだん仕事をしているかどうかや仕事に関する希望などを調査し、全国や地域別の就業構造を明らかにするものです。その結果は雇用政策、経済政策などの基礎資料として利用されます。

国が指定する調査区（平成22年国勢調査に基づく）の中から調査対象となる世帯を抽出し、9月下旬に調査員が調査票の記入のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。



問い合わせ ● 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901(内線2004)

## 住民生活課

## チャイルドシートの購入費用を助成しています

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、購入費用の一部を助成しています。

**対象者** ● 6歳未満の乳幼児にチャイルドシートを購入する保護者で、その乳幼児と同居し、同一生計である方。ただし、町民の方に限ります。

**助成金額** ● 購入費用の2分の1以内（上限1万円）  
※対象乳幼児1人につき1台限り

**申請方法** ● チャイルドシートを購入後、右の書類を住民生活課に提出してください。

※申請書と請求書は住民生活課の窓口に備え付けているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

## 提出書類

- ①チャイルドシート購入費補助金交付申請書  
チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号（下図）を申請書の欄外に記入してください。

① または ② などで表示  
C-0000      000000

- ②領収書  
（購入者の氏名、商品名、日付が記載されたもの）  
③品質保証書の写し  
④補助金交付請求書

## 粗大ごみの戸別有料収集

## 9月の申込期間は9月10日(月)～14日(金)です

9月の収集日 ● 9月20日(木)

申込期間 ● 9月10日(月)～14日(金)

## 10月以降の粗大ごみの収集日（毎月第3木曜日）

10月の収集日 ● 10月18日(木)

11月の収集日 ● 11月15日(木)

※申込期間は収集日の10日前から3日前までです。

## 冬期間(12月～3月)は収集しません

粗大ごみの収集期間は毎年4月～11月までです。冬期間（12月～3月）は収集しませんので、出し忘れないようにご注意ください。

## ■粗大ごみ戸別有料収集の流れ

- ① シルバー人材センターに電話で申し込む。  
美郷町シルバー人材センター（中央行政センター（旧役場六郷庁舎）内）☎0187-84-0307  
受付時間は午前8時30分～午後5時、土日祝日は受け付けていません。

- ② 粗大ごみ収集券を取扱店で購入する。  
粗大ごみ収集券は1シート1,000円（1枚200円×5枚綴り）です。必要枚数は粗大ごみの重量によって異なります。お申し込みの際ご確認ください。

- ③ 必要枚数の粗大ごみ収集券を貼った粗大ごみを玄関先等に搬出する。  
収集日の午前8時までに搬出してください。収集への立会いは不要です。

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

住民生活課

きれいな川に缶やペットボトルが…  
不法投棄は絶対にやめてください

川や用水路へのごみの不法投棄により、下流側の住民の方から苦情が寄せられています。少しくらいなら大丈夫だろうという軽い気持ちで、自然破壊につながるだけではなく、地域の皆さんに迷惑をかける結果となります。ごみを捨てる際には決められたルールに従い、住みよい環境を守りましょう。



問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

税 務 課

税務課の臨時職員を募集します

募集職種 ● 一般事務補助 1名  
業務内容 ● パソコンでの入力業務、資料整理等  
資格等 ● ワード、エクセル操作ができる方  
雇用期間 ● 9月18日(火)～10月31日(水)  
勤務時間 ● 午前8時30分～午後5時15分  
週5日勤務、土日祝日休み

勤務場所 ● 美郷町役場税務課  
時 給 ● 710円 (その他手当なし)  
加入保険 ● 雇用保険  
申込方法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。  
ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335  
申込期限 ● 9月10日(月) 必着

問い合わせ ● 町税務課 課税班 ☎0187(84)4902

10月1日(月)は固定資産税、  
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期 別	納期限(口座振替日)
固定資産税	3期	10月1日(月)
国民健康保険税(普通徴収)	3期	10月1日(月) ※2期は8月31日
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	3期	10月1日(月) ※2期は8月31日
町県民税(普通徴収)	2期	8月31日(金)

納め忘れがないかご確認ください

■次の税や使用料などの納付には、口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替がとても便利です

～口座振替のメリット～

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

口座振替を希望する方は  
次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により、税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902